

府中市

農業用機械等共同利用支援事業補助金

申請の手引き

申請前によくお読みください。

募集期間：令和8年5月1日（金）～令和8年6月30日（火）

《問い合わせ先及び申請先》

府中市経済観光部農林課農業振興係

〒726-8601 府中市府川町 315 番地

TEL：0847-44-9158

FAX：0847-46-1535

e-mail：norin@city.fuchu.hiroshima.jp

目 次

1. 目的	2
2. 募集期間	2
3. 補助対象等	2
4. 申請から補助金交付までの流れ	6
5. 注意事項	10
参考	10
QA	11
様式記載例	13

※申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードするか、
農林課窓口でお受け取りください。

1. 目的

物価高の状況下であっても、再生産可能な地域農業の経営基盤整備のため、兼業農家等の小規模農家が共同利用する農業用機械の共同購入（更新及び新規導入）に要する経費の一部を支援するものです。

2. 募集期間

令和8年5月1日（金）～令和8年6月30日（火）

- 先着順に受け付け、交付申請額が予算に達した場合は受付を終了します。
- 必ず共同購入（更新及び新規導入）前に申請をしてください。（事前購入は認められません。）

3. 補助対象等

(1) 補助対象者

- 府中市内に住所を有する農業者とします。

ただし、農業法人を除きます。

また、その農業者2戸以上で地域の営農に取組み、農業用機械等を共同利用することとします。

※農業者とは…農地を所有又は集積して農業（畜産業を含む。以下同じ）を営むもの及び農業に従事するものを言います。

※農業法人とは…農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人を言います。

(2) 補助対象経費

共同利用するための農業用機械等（下記参照）の共同購入（更新又は新規導入）に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）。

【対象農業用機械等】※新品、中古は問いません。

トラクター、田植機、コンバイン（多目的コンバイン含む）、草刈機（リモコン式、自走式又はトラクター作業機に限る。）、農業用ドローン、トラクター付属機器（排水対策機械、畦塗機、ロータリー、ウイングハロー等）

※税抜き価格が30万円以上の農業用機械等を対象とします。

※メーカー、代理店若しくは販売店が、3年以上の使用に支障がないことを証明した書類を添付している場合に限り、中古も対象とします。なお、この場合の補助対象経費は、機械の価格及び整備費用（いずれも消費税及び地方消費税相当額を除く）の合算額とします。

※共同購入（更新又は新規導入）に際し、下取りによる収入がある場合には、その額を補助対象経費から減額します。

(3) 補助率、補助額及び上限額

補助率：3分の2

補助額：補助対象経費を戸数で除し、当該金額に補助率を乗じて得た額とします。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

上限額：一戸当たり100万円（一共同利用体制当たり300万円）

※一共同利用体制を構成する戸数の補助金合計額が300万円を超える場合は、300万円を戸数で除した額が上限額となります。

【具体例】 800 万円（税抜き）のコンバインを共同購入する場合

●A、B の 2 戸で共同購入し共同利用する場合

①一戸当たりの経費を算出

$$800 \text{ 万円} \div 2 = 400 \text{ 万円}^{(1)}$$

②A、B 一戸当たりの補助金額の計算（上限 100 万円）。

$$400 \text{ 万円}^{(1)} \times 2/3 = 266 \text{ 万円} \Rightarrow \text{上限 } 100 \text{ 万円}^{(2)} \text{ を適用}$$

③一共同利用体制の上限額との調整（上限 300 万円⁽³⁾）

A、B にそれぞれに 100 万円 を交付しても、一共同体制当たり上限を超えない。

$$\underline{100 \text{ 万円}} \times 2 = \underline{200 \text{ 万円}} < 300 \text{ 万円}^{(3)}$$

結果、A、B にそれぞれに 100 万円 を交付。

●E、F、G、H の 4 戸で共同購入し共同利用する場合

①一戸当たりの経費を算出

$$800 \text{ 万円} \div 4 = 200 \text{ 万円}^{(4)}$$

②E、F、G、H の一戸当たりの補助金額の計算（上限 100 万円）。

$$200 \text{ 万円}^{(4)} \times 2/3 = 133.3 \text{ 万円} \Rightarrow \text{上限 } 100 \text{ 万円}^{(2)} \text{ を適用}$$

③一共同利用体制の上限額との調整（上限 300 万円⁽³⁾）

一戸当たり上限で交付すると、一共同体制当たり上限を超えてしまう。⇒上限 300 万円⁽³⁾ を適用

$$100 \text{ 万円}^{(2)} \times 4 = 400 \text{ 万円} > 300 \text{ 万円}^{(3)}$$

そのため、一共同体制当たりの上限を戸数で除す。

$$300 \text{ 万円}^{(3)} \div 4 = 75 \text{ 万円} < 100 \text{ 万円}^{(2)}$$

結果、E、F、G、H にそれぞれ 75 万円 を交付。

(4) 補助事業完了後の注意事項

①農業用機械等の処分について

本事業を活用して導入した農業用機械等については、適切に保管してください。なお、真にやむを得ない事情により処分しようとするときは、必ず処分する前に農林課までお問い合わせください。

②実施状況報告書の提出について

補助金交付年度の翌年から5年間（令和9年度～令和13年度）、毎年度の末日（3月31日）までに、実施状況報告書を提出してください。

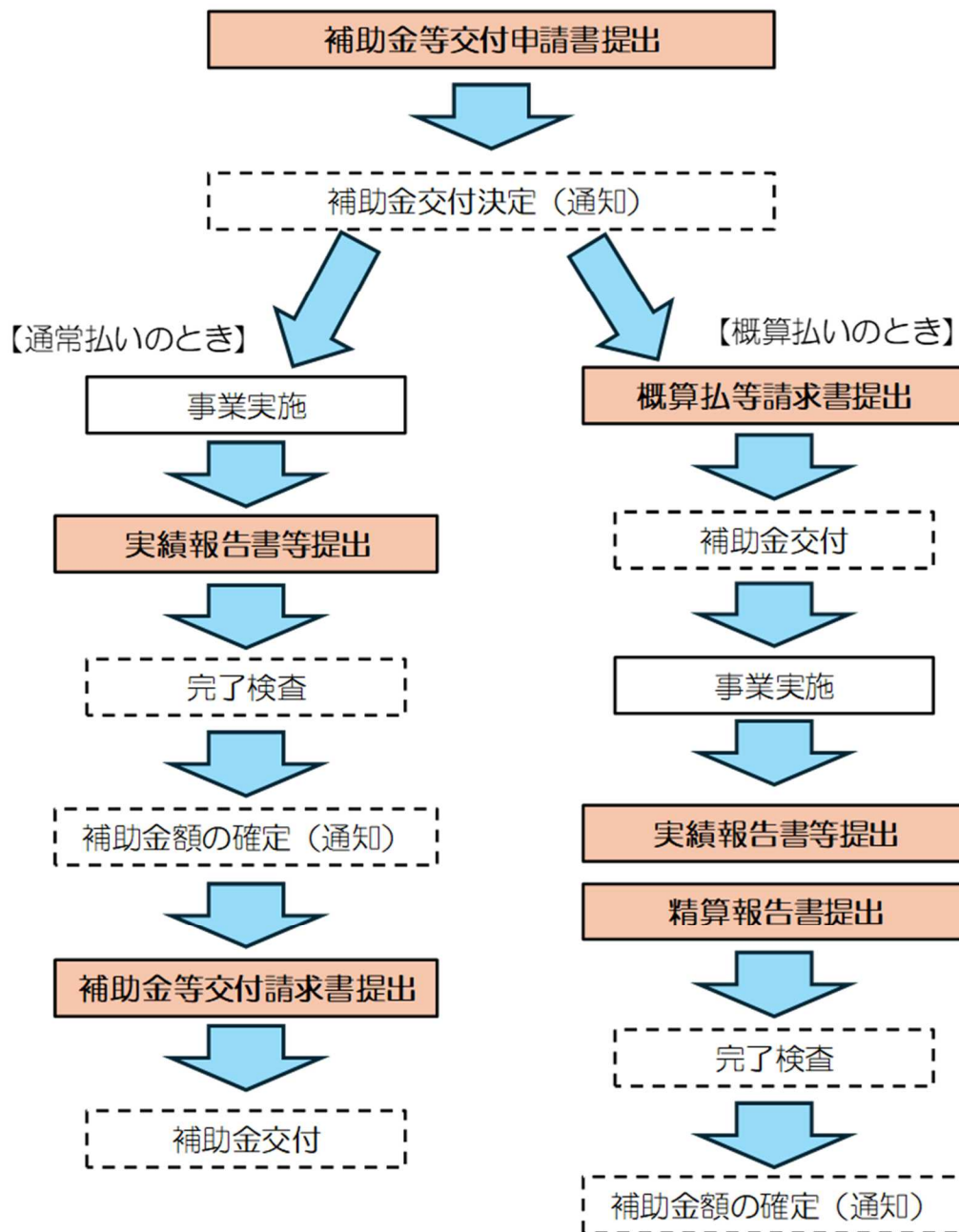
③現地確認及び調査について

上記②の提出後、農林課が必要と認める場合は、現地確認及び調査を行いますのでご協力ください。

4. 申請から補助金交付までの流れ

※色塗り部分が、補助対象者から提出いただくものです。

※「補助金等（概算払）請求書」の提出時期は、事業完了後に補助金を受け取る「通常払い」と事前に補助金を受け取る「概算払い」で異なります。



(1) 補助金交付申請書の提出

申請者全員の「補助金等交付申請書」に次の書類を添付して、農林課まで持参または郵送にて提出してください。

【添付書類】

- 府中市農業用機械等共同利用支援事業事業計画書（1部）
- 農業用機械等のカタログ、見積書等（1部）
- 申請者全員の「府中市税等納付状況照会同意書」（全員分）
- 共同購入に関する覚書等の共同購入したことがわかる書類（1部）

※中古の農業用機械等を共同購入する場合には、上記添付書類に加えて、「メーカー等が3年以上の使用に支障がないことを証する書類」が必要です。

留意点

- ① 「補助金等交付申請書」は、申請者全員分を取りまとめて、共同利用する体制ごとに提出してください。
- ② その場合、上記添付書類の内、「府中市税等納付状況照会同意書」以外は1部の提出で構いません。

(2) 補助金交付の決定

交付申請書の提出後に書類審査を行い、補助金交付を決定し、申請者全員に交付決定通知書を送付します。

【通常払いのとき】

※事前に補助金の受取り（概算払い）を希望される場合は、
9ページをご覧ください。

(3) 実績報告書の提出

事業が完了したときは、申請者全員は速やかに「実績報告書」
に次の書類を添付して、農林課へ提出してください。

【添付書類】

- ・府中市農業用機械等共同利用支援事業実績書（1部）
- ・領収書、保証書等の写し（1部）
- ・導入した農業用機械等の写真（1部）

留意点

- ① 「実績報告書」は、申請者全員分を取りまとめて、共同利用する体制ごとに提出してください。
- ② 添付書類は1部の提出で構いません。

(4) 補助金額の確定

提出いただいた「実績報告書」の内容を審査し、現地確認等を経て補助金額を確定し、申請者全員に補助金額確定通知書を送付します。

(5) 補助金等交付請求書の提出

補助金額確定通知書の内容に基づき、申請者は全員「補助金額等交付請求書」を提出してください。

留意点

「補助金額等交付請求書」は、共同利用する体制ごとに取りまとめて提出してください。

(6) 補助金の交付

提出された補助金等交付請求書の内容に基づき、それぞれの指定口座に補助金を交付します。

【概算払いのとき】

※概算払いは、購入代金の支払等のため、事前に補助金の受取りが必要な場合に適用されます。

(3) 概算払等請求書の提出

概算払いを希望される場合は、申請者は全員「概算払等請求書」を提出してください。

留意点

「概算払等請求書」は、共同利用する体制ごとに取りまとめて提出してください。

(4) 補助金の支払

提出された概算払等請求書の内容に基づき、それぞれの指定口座に補助金を交付します。

(5) 実績報告書の提出

事業が完了したときは、申請者全員は速やかに「実績報告書」及び「精算報告書」に次の書類を添付して、農林課へ提出してください。

【添付書類】

- ・府中市農業用機械等共同利用支援事業実績書（1部）
- ・領収書、保証書等の写し（1部）
- ・導入した農業用機械等の写真（1部）

留意点

- ① 「実績報告書」及び「精算報告書」は、申請者全員分を取りまとめて、共同利用する体制ごとに提出してください。
- ② 添付書類は1部の提出で構いません。

(6) 補助金額の確定

提出いただいた「実績報告書」の内容を審査し、現地確認等を経て補助金額を確定し、申請者全員に補助金額確定通知書を送付します。

5. 注意事項

- ①共同利用を行ういずれの農業者も、共同購入（更新及び新規導入）の経費の一部を負担してください。
※負担割合は問いません。
- ②交付決定に際し、共同利用のルール、保管場所等を定めた「機械利用規程」を定めてください。

参考 ※共同購入した場合の税務処理

補助金は交付を受けた各人の農業所得となりますが、農業用機械等を共同購入した場合、各人の持ち分に応じて取得価格を按分し、それぞれが減価償却資産として申告することが可能です。

その際、領収書、共同購入の契約書・覚書が必要となります。

※具体的な取扱いは、税務課や税務署、税理士などに相談し、確認してください。

QA

Q1. 府中市内で別居してる子と共同で農業用機械を購入し、共同利用したいが、事業の対象となるか。

A1. 自身及び子が補助対象者であるかご確認ください。具体的には、農地を所有又は集積し農業を営むものかどうかご確認ください。

Q2. 農業法人は補助対象者外とのことだが。

A2. 本事業は、地域農業を自らが守っていくという取組みを支援し、再生産可能な地域農業の経営基盤整備を目指しています。

本事業の活用により、兼業農家等の小規模農家が個人ではなく地域でまとまって営農活動に取り組むことの一助にしたいと考えています。

すでにそのような体制である農業法人が農業用機械等の導入を行う場合は、別事業の「活力ある強い農業経営基盤整備事業補助金」の活用をご検討ください。

Q3. 数名の農業者で、共同利用する農業用機械を共同購入したいが、いずれも集落法人の構成員である。この場合、事業の対象となるか。

A3. 本事業は、農業法人を対象外としていますが、その構成員は本事業の補助対象者となり得ます。次のことをご確認いただき、詳細はお問い合わせください。

①その構成員が、農地を所有又は集積して農業を営むもの及び農業に従事するものかどうか。

②共同利用する農業用機械の目的は何か。

Q4. 導入した農業用機械等は、必ず5年間は共同利用しないといけないのか。

A4. 本事業は、地域農業を自らが守っていくという取組みを支援し、再生産可能な地域農業の経営基盤整備を目指しています。個人ではなく地域でまとまって営農活動に取り組むことの一助にしたいと考えていますので、導入後5年間の実施状況を報告いただくこととしています。

やむを得ない事情（災害や農業者本人若しくはその家族の病気等）により共同利用できなくなる場合は、必ずご相談ください。

申請書記載例（2戸で共同購入する場合） 1戸目

別記様式第1号（第4条関係）

令和8年 5月 1日

補助金等交付申請書

府中市長 様

申請者 住 所 府中市府川町315
電話番号 0847-00-1111
氏 名 府中 太郎

府中

府中市農業用機械等共同利用支援事業について、補助金等の交付を受けたいので、府中市補助金交付規則第4条の規定により次のとおり書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 1,000,000円
- 2 補助事業の目的
別紙「府中市農業用機械等共同利用支援事業事業計画書」のとおりに
- 3 添付書類
 - ・ 府中市農業用機械等共同利用支援事業事業計画書
 - ・ 農業用機械等のカタログ、見積書
 - ・ 共同購入に関する覚書

(共同利用体制)

申請書記載例（2戸で共同購入する場合） 2戸目

別記様式第1号（第4条関係）

令和8年 5月 1日

補助金等交付申請書

府中市長 様

申請者 住 所 府中市府川町650
電話番号 0847-00-2222
氏 名 府川 次郎

府川

府中市農業用機械等共同利用支援事業について、補助金等の交付を受けたいので、府中市補助金交付規則第4条の規定により次のとおり書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 1,000,000円
- 2 補助事業の目的
別紙「府中市農業用機械等共同利用支援事業事業計画書」のとおり
- 3 添付書類
 - ・ 府中市農業用機械等共同利用支援事業事業計画書
 - ・ 農業用機械等のカタログ、見積書
 - ・ 共同購入に関する覚書

(共同利用体制)

府中市農業用機械等共同利用支援事業（**事業計画・変更計画・実績**）書

1. 共同購入、共同利用を行う農業者一覧

戸数	氏名	住所	営農面積(a)	市補助金申請額(円)※2 B÷戸数×3分の2	自己負担額(円)
1	府中 太郎	府中市府川町315	100	1,000,000	3,000,000
2	府川 次郎	府中市府川町650	120	1,000,000	3,000,000
3					
合 計			2戸	2,000,000円	6,000,000円

※1 行が足りない場合は、適宜追加して記載すること。

※2 一人当たり100万円を超えないこと。また、合計額が300万円を超えないこと。

2. 共同購入、共同利用する農業機械等（該当する項目の□に✓を付け、必要事項を記入してください。）

事業目的	耐用年数を経過したコンバインを個々で所有していたが、2名で共同購入し共同利用して地域の営農に取り組む。			
種類	<input type="checkbox"/> トラクター <input type="checkbox"/> 農業用ドローン <input type="checkbox"/> その他（ 	<input type="checkbox"/> 田植機 <input type="checkbox"/> コンバイン <input checked="" type="checkbox"/> トラクター付属機器（ 	<input type="checkbox"/> 草刈機 <input type="checkbox"/> リモコン式 <input type="checkbox"/> 自走式 <input type="checkbox"/> トラクター作業機）	
型式・規格・大きさ等※3	4条列 66馬力			
導入年月	令和9年3月			
総事業費(税込)	A		D	
	B (=C+D) 補助対象経費(税抜)		自己負担額合計	
	8,800,000円		6,000,000円	
	8,000,000円		2,000,000円	

※3 「種類」で✓を付けたもののみ記載すること。

事業計画書記載例（2戸で共同購入する場合）

1部作成し、すべての申請書類と共に提出

その他の書類（「実績報告書」、「補助金等交付請求書」、「概算払等請求書」、「精算報告書」、「実施状況報告書」等）の記載方法は、その都度ご確認ください。